

〈奈良県立医科大学医学部医学科同窓会〉 海外留学助成金 厳樞学術奨励賞支給要項

本 要 項 施 行	平成 20 年 12 月 25 日
第一回要項改正	平成 21 年 10 月 10 日
第二回要項改正	平成 26 年 7 月 12 日
第三回要項改正	平成 28 年 5 月 14 日
第四回要項改正	令和 2 年 2 月 8 日
第五回要項改正	令和 3 年 9 月 11 日
第六回要項改正	令和 5 年 3 月 11 日
第七回要項改正	令和 6 年 9 月 14 日

奈良県立医科大学医学部医学科同窓会（以下「同窓会」という）は、その目的たる母校の発展の一助とするため、海外において学術の研究、調査等に従事する者に対し、その費用の一部を海外留学助成金（以下「助成金」という）として支給する。

1. 助成金の名称

助成金の名称は、厳樞学術奨励賞とする。

2. 対象となる者

助成金の支給対象となる者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 奈良県立医科大学（以下「大学」という）医学部医学科または、他大学の医学部（医学科）を卒業した者であること。
- (2) 大学院医学研究科の博士課程に在学する院生、大学教員、医員で、これから留学する又はしている者であること。留学時の有給・無給は問わない。（大学教員、医員については、この留学のため職を辞した者を含む。）
- (3) 医学科卒業後概ね 10 年以内の者であること。
- (4) 大学在籍 1 年以上の者、あるいは、大学在職 1 年以上の者であること。
- (5) 同窓会に入会している者（会費納入者）であり、正会員、客員正会員にあつては、受賞時に終身会費を完納していること。

3. 対象となる留学等

原則として 6 ヶ月以上の期間にわたり、海外の大学、研究所において学術の研究、調査等に従事する場合。

4. 対象者数と助成額

助成対象者数は年 1 名とし、助成額は 1,000,000 円とする。

5. 助成金の募集等

助成金の募集、申込の受付、実績報告の受領は、同窓会が大学を通じて、これらを行う。

6. 申し込み方法

助成金の支給を希望する者は、以下の書類を同窓会長に提出しなければならない。

- (1) 海外留学助成金支給申込書（様式 1）
- (2) 略歴書（様式 1 の 2 : 1 枚にまとめること）
- (3) 付属調書（様式 1 の 3）
- (4) 教室主任（指導教員）の推薦書（任意の様式）
- (5) 受入機関の招聘状又は承諾書（任意の様式）
- (6) 旅費見積書（旅行会社発行の往復運賃の見積書等）

7. 交付の決定

交付の決定にあたり、同窓会は、助成対象者 1 名の推薦を大学に求めるものとする。

大学から推薦のあった者に対し、理事会の承認を経て助成金を支給する。

8. 実績報告

この助成金の支給を受けた者は、帰国後速やかに（概ね 30 日以内）、研究等報告書（様式 3）を同窓会長に提出し、同窓会報に帰国報告を寄稿しなければならない。

9. その他

大学の教員の海外留学規程（以下「規程」という）に基づき海外留学する者（以下「留学者」という）も応募することができる（募集時点で、現に留学している者を含む）。

留学者の応募は、受給意思表明書（様式2）の提出をもって、上記6の書類の提出に代えることができる。

対象者が留学者である場合の研究等報告書の提出は、規程第8条の規定に基づく手続き（研究等報告書の提出）をもって、これに代えることができる。

なお、交付決定となった者が、事故等により海外留学が完遂できなかった場合やできないことが確実となった場合には、速やかに助成金を返還することとする。

奈良県立医科大学医学部医学科同窓会